

○伊賀市補助金等適正化条例

平成26年3月28日条例第21号

改正

令和6年3月28日条例第21号

伊賀市補助金等適正化条例

（目的）

第1条 この条例は、市が補助金等の交付により実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図るとともに、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第9条に基づく公正で透明性の高い市政の更なる推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「補助金等」とは、市が公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金又は交付金の名称で交付するもので、法令又は条例において市が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められているもの以外のものをいう。

2 この条例において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この条例において「補助事業者」とは、補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の基本的な考え方）

第3条 補助金等は、市民の要望や社会経済情勢に合致し、市民の福祉向上及び利益の増進に資する公益上の必要があるものでなければならない。

2 補助金等は、補助事業等における市及び補助事業者の役割分担並びに交付目的が明確でなければならない。

3 市は、市民に対し、補助金等に係る情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（補助金等の見直し）

第4条 市は、社会経済情勢の変化に的確に対応して、補助金等の新設、充実、整理、統合、抑制、廃止その他の見直しに努めなければならない。

2 市は、補助金等の見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について検討を行い、適時に、その検討状況を公表するよう努めなければならない。

（1）補助事業等の性質及び内容

（2）補助金等の交付の目的、必要性及び効果

（3）補助金等の交付の基準及び額

（4）補助事業者の自立の状況、見込み及び可能性

（5）その他必要と認める事項

（補助金等に係る資料の提出）

第5条 市長は、予算を議会に提出する場合において、別に定める補助金等を交付することが見込まれるときは、当該見込まれる補助事業者ごとに次に掲げる事項を内容とする資料を作成し、併せて提出するとともに、当該資料を公表するものとする。ただし、当該補助金等が、法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について市が負担しなければならないものであるときは、この限りでない。

（1）補助金等の名称

（2）補助事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（3）補助金等の交付の予定額及び予定時期

（4）補助事業等の内容

（5）補助金等の交付の目的、根拠及び理由

（6）その他市長が必要と認める事項

（評価）

第6条 市長は、前条の補助金等について交付すべき額を確定（伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第14条に規定する確定をいう。）したときは、当該補助金等の交付について、別に定める基準に従い評価を行うものとする。

（年次報告）

第7条 市長は、毎会計年度終了後、決算を議会に提出する場合において、その年度における第5条の補助金等の実績につき、補助事業ごとに次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ提出するとともに、公表するものとする。

（1）補助金等の名称

（2）補助事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

（3）前条の規定による評価の結果

（4）立入調査その他の監督の実施状況

（5）その他市長が必要と認める事項

（議会の措置等）

第8条 議会は、第5条の補助金等以外の補助金等について、必要があると認めるときは、市長に対し、前条に準ずる報告を求めるものとする。

2 議会は、前条の年次報告について、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

3 市長は、その権限の範囲内において、前項の意見を尊重するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に終了した会計年度における補助金等の実績から適用する。

附 則(令和6年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度の決算を議会に提出する場合における伊賀市補助金等適正化条例第7条の規定による提出及び公表は、この条例による改正前の伊賀市補助金等適正化条例第5条の規定により資料を提出した補助金等について行うものとする。

---